

## 仕様書

(業務名称)

第1条 小樽市新総合体育館基本計画策定業務委託

(履行期間)

第2条 契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

(履行場所)

第3条 小樽市教育委員会教育部生涯スポーツ課

(目的)

第4条 プール室を備えた新たな総合体育館(以下「新総合体育館」という。)を整備するため、令和4年2月に策定した「小樽市総合体育館長寿命化計画」(以下「長寿命化計画」という。)及び令和5年2月に策定した「小樽市新総合体育館基本構想」(以下「基本構想」という。)を踏まえ、事業実施に向けた小樽市新総合体育館基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は以下のとおりとする。

1. 基本計画の作成

(1) 前提条件の整理

新総合体育館に係る基本計画の策定にあたり、基本構想第7章第2節「今後の検討事項」に記載した事項のほか基本計画策定に当たり検討が必要な事項などについて調査し、整備規模・機能や施設運営方針、プールの公認又は非公認などの前提条件について整理する。

(2) 施設計画の検討

敷地条件や過年度の検討成果を踏まえ、以下について検討する。

① ゾーニング・動線計画の検討

建物内のゾーニングの考え方及び建物内外の動線計画を検討する。

② 配置・平面・外構計画の検討

事業予定地における配置計画・各階平面計画・外構計画を検討する。

③ 構造・設備計画の検討

構造及び設備計画に係る基本的な考え方を検討する。また、災害時の利用、省エネルギー・再生可能エネルギーの活用、ユニバーサルデザインの推進について検討する。

- ④ 概算事業費（イニシャル、ランニング）の算定、想定する財源  
総合体育館の概算事業費を算定する。（既存総合体育館等の解体及び駐車場等の外構整備費用の算出を含む。）

（３）事業スケジュールの検討及び課題の整理

新総合体育館の整備及び管理運営に係る事業スケジュールを検討し、事業実施上の課題を整理する。

2. 事業手法の検討

令和４年１２月に策定した「小樽市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針」を踏まえ、PPP/PFI 手法導入に向けた「簡易な検討」を行う。

（１）定量的評価

本事業の整備・運営等に係る概算事業費について、従来型手法による場合と PPP/PFI 手法を導入した場合との費用等の総額をそれぞれ算出し、LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果を簡易的な計算により算出する。

（２）定性的評価

PPP/PFI 手法を導入に伴う定性的な効果や課題等を整理する。

（３）採用手法の検討

上記の評価、本事業の特性及び規模等を踏まえ、適切な事業手法を検討する。

3. 小樽市新総合体育館整備検討委員会の運営支援

基本計画策定委員会（５回程度）において、会議に同席し、検討内容等のプレゼンテーションを行うとともに、終了後、報告書の作成を行う。

4. 庁内検討会議の運営支援

庁内検討会議（５回程度）において、会議に同席し、検討内容等のプレゼンテーションを行うとともに、終了後、報告書の作成を行う。

5. 市民説明会の開催及びパブリックコメントにおける意見のとりまとめ

市内中心部において市民説明会を１回実施する。また、市民説明会及びパブリックコメントにおける意見を取りまとめる。

6. 打合せ協議等

本業務における発注者と受注者による打合せは、計５回程度、適宜実施するものとする。但し、担当職員と協議の上、必要に応じて回数を変更できるものとする。

7. 報告書作成

各種検討結果を基本計画、同計画概要版としてとりまとめる。

(適用基準等)

第6条 本業務は以下にあげるものを適用する。受注者は、業務の実施内容が下記の指針及び各種法令等に適合するよう業務を実施しなければならない。

- ・ 第7次小樽市総合計画
- ・ 小樽市総合体育館長寿命化計画
- ・ 小樽市新総合体育館基本構想
- ・ 小樽市PPP/PFI手法導入優先的検討指針
- ・ その他関係法令等

(実施計画)

第7条 受注者は、契約後速やかに業務計画書、着手届、工程表、管理技術者届等を担当職員に提出し、承諾を得なければならない。

(協議)

第8条 受注者は、本業務の実施に当たり、担当職員と綿密な連絡、協議を行い、質疑が生じたときは、担当職員の指示を受けるものとする。

(工程管理)

第9条 受注者は、業務計画書に基づき、業務の進捗状況について随時担当職員に報告し、適切な工程管理に努めなければならない。

(責務)

第10条 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。これらの資料の内容及び調査の成果は、外部へ情報を漏洩することがあってはならない。なお、発注者が提供する資料について、破損や紛失などを生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、指示に従うこと。

(疑義)

第11条 本仕様書に明示なき事項、又は質疑を生じた場合は、担当職員と協議の上、指示を受けるものとする。

(現地調査)

第12条 本調査の実施に当たり、現地調査が必要となる場合は、担当職員の承諾を得て行うものとし、調査者の身分を明らかにして、土地所有者や管理者と無用の軋轢を生じることのないよう十分注意をしなければならない。

(検査)

第13条 受注者は、業務完了時には、成果品を整え速やかに発注者の検査を受けなければならない。

(成果品)

第14条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) 基本計画 報告書 1部
- (2) 基本計画(簡易製本) 10部
- (3) 基本計画概要版 10部
- (4) 計画、その他資料のデータ1式(CD-R等)